令和5年第1回笠松町議会定例会会議録(第1号)

令和5年3月3日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

義	長	5番	Ш	島	功	士
副 議	長	8番	岡	田	文	雄
議	員	1番	間	宮	寿	和
"		2番	關	谷	樹	弘
"		3番	髙	橋	伸	治
"		4番	尾	関	俊	治
"		6番	田	島	清	美
"		7番	伏	屋	隆	男
"		9番	安	田	敏	雄
IJ		10番	長	野	恒	美

不応招議員

なし

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町			長		古	田	聖	人
副	町		長		Ш	部	時	文
教	育		長		野	原	弘	康
総	務	部	長		村	井	隆	文
企画環境経済部長				堀		仁	志	
住民福祉部長				亚	岩	敬	康	

 建設部長兼水道部長
 田島茂樹

 教育文化部長
 足立篤隆

 会計管理者 兼会計課長
 田中幸治

 総務課長
 伊藤博臣

企 画 課 長 山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

 議会事務局長
 佐々木 正 道

 書
 笠 原 誠

1. 議事日程(第1号)

令和5年3月3日(金曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 第3号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算(専決第2号)の専決処分の承認について

日程第5 第4号議案 教育長の任命同意について

日程第6 第5号議案 笠松町交流センターの設置及び管理に関する条例について

日程第7 第6号議案 笠松町在宅障がい児福祉手当条例について

日程第8 第7号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について

日程第9 第8号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第10 第9号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に 関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 第10号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例について

日程第12 第11号議案 子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

日程第13 第12号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第14 第13号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第15 第14号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算(第6号)について

日程第16 第15号議案 令和4年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につい

7

日程第17 第16号議案 令和4年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

日程第18 第17号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算(第4号)について

日程第19 第18号議案 令和5年度笠松町一般会計予算について

日程第20 第19号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計予算について

日程第21 第20号議案 令和5年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第22 第21号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計予算について

日程第23 第22号議案 令和5年度笠松町水道事業会計予算について

日程第24 第23号議案 令和5年度笠松町下水道事業会計予算について

日程第25 第24号議案 笠松町議会の個人情報の保護に関する条例について

日程第26 第25号議案 笠松町政治倫理条例の一部を改正する条例について

○議長(川島功士君) ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和 5年第1回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

〇議長(川島功士君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

2番 關 谷 樹 弘 議員

8番 岡田文雄議員

日程第2 会期の決定について

○議長(川島功士君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの25日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、会期は25日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

- ○議長(川島功士君) 日程第3、諸般の報告を行います。
 事務局長より報告いたさせます。
- ○議会事務局長(佐々木正道君) 監査委員より、1月25日、26日、27日に実施されました令和 4年度定期監査の結果報告並びに令和4年度12月分の例月現金出納検査の結果報告がありまし たので、その写しをお手元に配付させていただきました。
- 〇議長(川島功士君)理事者の報告を求めます。古田町長。
- ○町長(古田聖人君) 令和4年度羽島郡二町教育委員会点検評価報告書について、岐南町より報告されましたので、お手元に配付させていただきました。
- 〇議長(川島功士君) 以上、御了承願います。

日程第4 第3号議案から日程第26 第25号議案までについて

○議長(川島功士君) 日程第4、第3号議案から日程第26、第25号議案までの23議案を一括し

て議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明を願います。 古田町長。

○町長(古田聖人君) 本日ここに、令和5年第1回笠松町議会定例会の開会に当たり、町政に対する基本的な考え方を申し述べるとともに、新年度予算の概要について御説明を申し上げます。

我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直 しが続いている一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や金融の引締めなどによる世界 的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増している状況にあります。

こうした中、政府は「物価高・円安への対応」「構造的な賃上げ」「成長のための投資と改革」を重点分野とする物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を策定し、経済を民需主導の持続的な成長経路に乗せるとしています。

それに加え、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが見直され、季節性インフルエン ザ同様の5類となり、マスク着用の考え方など感染対策の在り方についても見直しされること になります。

当町の財政状況は、コロナの影響による町税の大幅な減収がないものの、医療、介護、障がい、子育で支援などの扶助費の増加に加え、燃料高騰による光熱水費や近年抑制していた道路などの社会インフラ整備再開による投資的経費などの増加が避けられず、事業実施に当たっては国や県の補助金をはじめとする特定財源の確保を念頭に進めておりますが、起債の発行に頼らざるを得ない状況であり、今後も高い水準で公債費の償還が推移し、経常経費の増加が見込まれるなど、一層厳しさを増す状況にあります。

しかしながら、安定的な行政サービスを提供し、魅力あるまちづくりを推進するためには、 笠松町第6次総合計画に基づき各種施策を着実に実行していかなければなりません。

限られた財源の中、「アフターコロナ」を見据えた新たな発想や取組によるまちづくりを推進するとともに、行財政基盤を強固にし、次の世代へ負担を先送りせず、きめ細かな行政サービスを提供していくことが私に課せられた責務であると考えております。

それでは、新年度の予算編成に対する考え方について御説明申し上げます。

当初予算編成に当たりましては、笠松町第6次総合計画基本構想に掲げたまちの将来像であります「清流木曽川に抱かれた『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」の実現に向け、ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち、未来へつなぐ心豊かな人づくりのまち、にぎわいと活力あふれる創造のまち、便利で快適に暮らせるやすらぎのまち、安全で安心して暮らせる住みよいまち、官民協働で築き上げる持続可能なまちの6つの基本方向を掲げ、「まちの魅力を生かしたにぎわいと癒やしのまちづくり」の理念の下、将来像達成に向けて優先すべき事

業に集中投資するとともに、将来へ財政負担を先送りしない堅実な予算といたしました。

これらの方針を基に編成した令和5年度の歳入歳出予算額は、一般会計74億4,070万円、国民健康保険特別会計21億2,364万1,000円、後期高齢者医療特別会計3億6,010万1,000円、介護保険特別会計20億471万2,000円、水道事業会計6億6,293万1,000円、下水道事業会計15億4,738万円、合計141億3,946万5,000円となり、総額につきましては前年度と比較して2.87%の増となりました。このうち、一般会計につきましては、前年度比1.99%増となっています。

また、国民健康保険特別会計につきましては1.53%減、後期高齢者医療特別会計につきましては3.68%の増、介護保険特別会計につきましては5.8%の増となっています。また、公営企業会計の水道事業会計につきましては15.08%の増、下水道事業会計については4.99%の増となりました。

それでは、次に、6つの基本方向に基づき、新年度重点的に取り組む事業を中心に御説明を 申し上げます。

初めに、ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまちとして、誰もが心豊かな生活を送ることができるよう地域福祉を進めるとともに、健康づくりを支援し、医療体制の整備に努めてまいります。また、高齢者、障害のある方への支援の充実や、安心して子育てができる環境の整備に努めてまいります。

全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するための「出産・子育て応援交付金」について、早期に対象者の方へお届けできるよう体制を確保し、安心して子育てができるよう全力を挙げて取り組んでまいります。

さらに、子ども・子育て支援といたしましては、病院や助産師と連携し、産前・産後の切れ 目ないケア体制の継続はもとより、多胎妊産婦にあっては健診回数などの追加、乳幼児健診時 の外出サポートなど細かな支援を実施いたします。

また、認知症などが起因となり判断能力が低下しても安心して地域で暮らせるよう、成年後 見支援センターを設置し、成年後見制度の普及及び利用促進、相談体制の整備を図ってまいり ます。

次に、未来へつなぐ心豊かな人づくりのまちとして、将来を担う子供の心身の健全な育成を 促す環境を整備するとともに、誰もがいつでもどこでも学び、活動することができる場の充実 を図ってまいります。

生徒たちの提案によるきれいで使いやすいトイレを整備している笠松中学校のトイレ改修は、 令和5年度の北舎トイレ改修により完了となります。

また、脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備とし、笠松小学校と下羽栗小学校の教室照明LED化を令和5年度実施し、他校も同様に次年度以降進めてまいります。

また、中学生という感受性旺盛な時期に、地元と違う風土や体験を経験することで視野を広

げてほしいという思いから、グアム派遣に代わる国内交流として、馬のまちでもあります北海 道新ひだか町での体験交流事業を実施いたします。

そのほか、将来を担う子供たちのまちづくりへの参画を推進するかさまつ子どもまちづくり 委員会での授業では経験できない学びの場の提供や、県内プロスポーツのFC岐阜、岐阜スゥ ープス、丸杉ブルビックなどのトップアスリートの交流による地域におけるスポーツ文化の醸 成を図ってまいります。

次に、にぎわいと活力あふれる創造のまちとして、木曽川の雄大な自然や四季折々の豊かな 風景、先人から受け継いできた伝統文化など、多くの魅力のある資源を生かした観光やイベン トの拡充を進めるとともに、河川空間を活用した新たなにぎわいを創出し、人と自然が調和し た活力あるまちづくりを進めてまいります。

時代の変化やニーズに合った地域イベントの企画運営、観光資源の開発など、町プロモーション協会と連携し展開するとともに、新たな定期的イベントの開催による交流人口の増加、にぎわいの創出を図ってまいります。

そのほか、若年層をターゲットとした発信力のあるインフルエンサーをキャスティングした PR動画を作成し、SNS、ウェブメディアを活用した情報発信に加え、ふるさとかさまつ宅 配便の拡充に努め、笠松町のさらなる魅力発信に取り組んでまいります。

また、社会教育・生涯教育の拠点であった中央公民館、松枝公民館が地域活性化・まちづく りの拠点機能を加えた交流センターとして生まれ変わり、さらなるコミュニティー活動の活性 化を図ってまいります。

次に、便利で快適に暮らせるやすらぎのまちとして、自然環境と調和した快適な住環境の整備、安全な道路をはじめとした交通環境の向上、河川や上下水道の整備などを通じ、便利で快適な住みよいまちづくりを進めてまいります。また、清潔な住空間の整備を進め、さらなる資源循環型のまちの構築を進めてまいります。

便利で快適な道路網の整備といたしましては、羽島用水パイプライン上部利用を順次整備するとともに、長年懸案でありました米野52号線坂路改修を実施してまいります。また、国道22号線高架下の排水路に張り出し歩道の整備をするとともに、通学路のカラー舗装化を推進し、歩車道分離による安全な生活道路網の整備を計画的に進めるほか、デマンドタクシーの運行の実証実験を継続し、地域の実情に合った新たな交通サービスについて検討を進め、さらなる公共交通の充実に努めてまいります。

そのほか、公共下水道事業におきましては、清潔で快適な環境の整備を推進するため、笠松 町汚水処理施設整備構想に基づき、門間地内の下水道整備を進め、周辺地域の皆様の生活環境 の向上を図ってまいります。

さらに、ごみの排出量削減、再資源化を推進するとともに、太陽光発電・蓄電設備設置への

補助をはじめ、白川町との森林環境教育事業や「笠松の自然と共生を考える会」が笠松トンボ 天国で取り組む生物多様性の保全活動を支援するなど、自然環境保護意識の醸成に引き続き取 り組み、循環型社会の構築に努めてまいります。

次に、安全で安心して暮らせる住みよいまちとして、住民の生命と財産を守るため、災害に備えた体制の強化を図るとともに、住民誰もが日常生活における不安を感じることなく過ごすことができるよう、災害に強いまちの構築を進めてまいります。

また、地域との連携による日常的な防犯対策の充実や交通安全活動の推進など、犯罪や事故のない安全で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

大規模災害時などにおける備えとして、自主避難所、学校避難所の看板をピクトグラム及び 多言語表記の分かりやすい看板に更新するとともに、備蓄食料をはじめ簡易トイレセットなど、 避難所運営に必要な備蓄品の定期的な更新を進めてまいります。また、自主防災会が整備する 防災備品に対する助成を継続し、地域防災力の向上に努めてまいります。

そのほか、防犯対策の目的で町内会が設置する街頭防犯カメラに対する助成や、近隣の生活環境に対する生活環境に大きな影響を及ぼすおそれがある空き家対策を専門家団体と連携して取り組み、安心・安全なまちづくりを進めてまいります。

最後に、官民協働で築き上げる持続可能なまちとして、官民協働・住民参加のまちづくりを 推進するとともに、ICT技術を取り入れるなど効率的で健全な行政運営を推進してまいりま す。

新たな取組といたしましては、町内で飼い主がいない猫が増加傾向にある中、特に増加が著しい笠松競馬場周辺において、実証実験を兼ねて競馬組合及び保護猫ボランティア団体と連携し、不妊手術を施した猫の一時保護施設を設置して無秩序な繁殖の防止を図り、人と飼い主のいない猫との共生を目指してまいります。なお、この活動に要する費用につきましては、クラウドファンディングにより全国から幅広く支援を募ります。

また、マイナンバーカードの普及促進を図るため、マイナンバーカード取得支援窓口の継続をはじめ、AIを活用した議事録作成支援システムやSMSを活用した各種通知の送信、GISを活用したデジタルマップ上に写真やコメントを登録できるスマートパトロールシステムを導入し、情報共有の効率化及びペーパーレス化を図るなど、スマート自治体への転換に向けた取組を進めてまいります。

そのほか、岐阜市と締結した岐阜連携都市圏に基づき広域的な事業展開を促進するとともに、 岐阜大学、岐阜聖徳学園大学、岐阜工業高等学校との官学連携を深め、地域の課題解決に引き 続き取り組んでまいります。

以上、私の所信の一端と令和5年度の主要事業を述べましたが、本日提出いたしました各案 件につきましては、議事の進行に従いまして順次その理由、内容などについて御説明いたしま すので、慎重に御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

本日、提出させていただきました案件は、専決処分の承認1件、教育長の任命同意1件、笠 松町交流センターの設置及び管理に関する条例ほか8件の条例案件9件、令和4年度一般会計 補正予算ほか3件の補正予算4件、令和5年度一般会計当初予算ほか5件の当初予算6件、以 上21件であります。

このうち、議案書8ページの第4号議案 教育長の任命同意につきましては、教育長 野原 弘康氏の任期が令和5年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び羽島郡二町教育委員会共同設置規約第5条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。なお、任期は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

その他の案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決 賜りますようお願い申し上げます。私からは以上です。

- 〇議長(川島功士君) 川部副町長。
- **〇副町長(川部時文君)** 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから順次御説明申し上げます。

まず議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第3号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算(専決第2号)の専決処分の承認についてであります。

こちらは、地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認め専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものでございます。

令和5年2月1日に専決をさせていただきました。補正額は2,104万4,000円であります。

7ページの歳出のところを御覧いただきたいと思いますが、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費で補正をさせていただきました。妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する経費を合計で2,104万4,000円計上させていただきました。

先ほどの当初予算の説明にもございましたように、いわゆる出産・子育て応援交付金事業で ございまして、契約や対象者への案内等準備行為のため、予算措置が必要なため専決をさせて いただきました。

この補正の対象者は、令和4年4月から令和5年1月までに出生した新生児を養育する方と、 それから令和4年度に出産予定の妊婦さんであります。対象者への案内のための消耗品、通信 運搬費等予算計上させていただいております。あと、健康管理システム等開発のための情報セ ンター委託料、それからSMS導入委託料等の17万6,000円であります。交付金につきましては1,950万円を計上させていただきました。

事業の財源でございますが、この交付金に関わるものにつきましては、国庫補助金が3分の2、それから県補助金が6分の1であります。この地方負担分の6分の1は、増額された地方交付税で対応してもらいたいとの国の方針であります。なお、2つのシステム導入の委託料の経費につきましては、国庫の100%の補助があります。

歳入につきましては今回の補正に伴い不足する財源に財政調整基金を327万1,000円繰り入れる補正をさせていただきました。なお、5ページの第2表にありますように、全額令和5年度への繰越しの設定をさせていただく補正でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

第5号議案 笠松町交流センターの設置及び管理に関する条例についてであります。

現在のこの社会教育・生涯学習活動の拠点としての機能を有する公民館を、その機能を継承 した上で新たに地域活性化・まちづくり拠点としての機能を有し、より発展的な施設となるよ う条例の制定を行うものであります。

公民館から交流センター移行で可能となる内容といたしましては、地域の名産品や地元で取れた野菜などの販売、あるいは学習の場として提供、それから企業による地域貢献に関する内容の研修会や会議などの利用、これは有料による貸し館となります。それから介護予防・日常生活支援総合事業などに活用が可能となります。あと、地域の発展につながる有料イベントの開催も可能となります。ただ有料による貸し館となります。

内容でございますが、第2条でありますが、施設の名称でありますが、笠松中央公民館、松 枝公民館を笠松中央交流センター、松枝交流センターに改めます。管理は笠松町となります。

それから第3条で事業として地域住民が行う自主的なまちづくり活動の支援に関すること、 それから社会教育法第22条の規定する事業、これまで行ってきた公民館事業に関することであ ります。それから施設の管理に関すること、使用の許可及び制限に関すること、そのほか町長 が必要と認めることを規定しております。

第5条では、運営審議会について規定しております。笠松町交流センター運営審議会を置く こと。そして、その審議会は委員定数15人以内、任期2年であることを規定いたします。

第6条では、使用許可と使用料についてを規定いたします。 入場料を徴収する場合、商業宣伝、物品販売の目的で使用する場合は、通常の使用料の5倍とした上で使用を許可するものであります。

詳細につきましては、この後開催される全協でまた説明しますので、よろしくお願いいたします。

施行期日は、令和5年10月1日であります。

それから旧条例の廃止であります。笠松町公民館条例は廃止いたします。

あと附則のほうで、笠松町公告式条例の一部改正、それから笠松町職員の給与に関する条例の一部改正、それから笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、そして、笠松町公共施設の共通使用手続に関する条例の一部改正を行っております。

16ページの第6号議案をお開きください。笠松町在宅障がい児福祉手当条例についてでありますが、こちらは笠松町重度心身障害児福祉手当条例の全部改正でありまして、改正の理由でございますが、現在の町重度心身障害児福祉手当の受給者は類似の国制度による給付と重複給付している場合が多く、重複受給者と町手当のみの受給者間で最大月額で6万8,920円の差が生じています。その不公平感を解消するため、併給調整といいまして、年金のようにどちらかを選択するという調整を行うことによりまして、その発生する財源をもって町手当のみの受給者の単価増を図るほか、重度心身障害児の明確な定義のほか、在宅で看護に限ること、それから受給者死亡時の事務処理手続の明文化等、これらを改善するため全部改正する規定整備を行うものであります。

まず2条と3条関係ですが、受給対象者でありますが、この受給対象者を「精神または身体に重度の障害を有する児童を監護する保護者」という表現から「身体障害者手帳3級または療育手帳B1以上の等級に該当する20歳未満の障害児を在宅で監護する保護者」に明確化し、かつ特別児童扶養手当受給者や、当該児童が障害児童手当または障害年金等を受給していない者といたします。

それから次のページの17ページの第4条関係ですが、手当の額でございますが、児童1人当たり月額1万円とするもので、現行の3,000円からの増額となります。

それから8条の第2項関係、18ページでありますが、一時差止めの設定を行います。支給の要件として他手当等の受給がないこととしたため、町在宅障害児福祉手当と他手当を同時期に申請を行った場合など、他手当の審査の間、町手当の支給を一時的に差し止めることを可能とするものであります。これにより、後日、他手当受給が認定された場合に町手当の返還行為が不要となります。当然、他手当不給決定など町手当の支給要件が整った場合は、一時差止め分は遡り支給することといたします。

それから10条関係でございますが、受給者死亡時の事務処理方法の明文化を行います。受給者死亡時にまだ支給すべき手当がある場合、生計同一である世帯の代表者に未支給分として支給する事務処理を明文化いたします。

それから条例全般でございますが、用語の整理を行っております。

平成11年4月1日施行の精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律により、「精神薄弱者」が「知的障害者」に改められておりまして、これに対応するため条例内の用語を整理改正しております。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

ただし、経過措置として、改正前の規定により現に手当を受けている者の令和5年7月以前の月分につきましては、従前の例による取扱いを行います。

続きまして、20ページの第7号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、こちらの一部改正に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

いろいろまたいでおりますが、まず20ページの7条の2でありますが、児童の安全の確保に 関する計画の策定、それから21ページの中段下のところの14条の関係ですが、感染症・食中毒 の予防、蔓延防止のための研修・訓練の実施、それから21ページの中段の13条の2ですが、業 務継続計画の策定に関する規定、これらを加える内容となっております。

それからもう一つは、21ページの4行目、5行目辺りでありますが、バス送迎に当たっての 安全管理の徹底に関する規定を加えるものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

それから23ページの第8号議案でございますが、笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

改正等の理由は2つありまして、まず1つは、民法等の一部を改正する法律の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定整備。それから2つ目は、こども家庭庁の設置法に伴う関係法律の整備に関する法律、こちらの施行に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

内容といたしましては、まず24ページの26条、削除と書いてございますが、こちらは民法及 び児童福祉法における懲戒権、あまり聞き慣れないんですが、親が教育のための手段として子 供に対して懲らしめを行う権利でありますが、この懲戒権に関する規定が削除されたことに伴 い内閣府令中の関係規定が削除されたため、当該基準に従い、定めている条例においても削除 するものであります。

それからこども家庭庁設置に伴い、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除され、第19条 第1項が第19条となったことによる引用条項のずれを整備するものであります。

また、厚生労働省の所管事務が内閣府に移管されたことに伴い、「厚生労働大臣」と規定されている箇所を「内閣総理大臣」に改正するものであります。

なお、この特定教育・保育施設は、笠松町には4保育所と双葉保育園が該当いたします。特 定地域型保育事業は、町内に該当する施設はございません。

施行期日は、令和5年4月1日であります。なお、懲戒権削除に関する規定につきましては、 公布の日ということでございます。 それから25ページの第9号議案、議案資料のほうは16ページでありますが、笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらも先ほどと同じように、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備を行う法律 の施行に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

前の議案と同様に、こども家庭庁設置に伴い、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除され、第19条第1項が第19条となることによる引用条項のずれを整備するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

議案の26ページでございますが、第10号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらもさきの3議案とよく似ていまして、国の家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

26ページの7条の2と、それから27ページの10条と第14条の関係ですが、児童の安全の確保に関する計画の策定及び感染症・食中毒の予防、蔓延防止のための研修・訓練に係る規定を加える内容であります。

また、27ページの7条の3関係ですが、こちらも先ほどと同じように、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加えるものであります。

そして、またこれも同じですが、27ページの第13条、削除となっておりますが、これも8号議案と同様に、民法等の一部を改正する法律の施行により児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準中の関係規定が削除されたため、条例においても削除するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。こちらも懲戒権に関する規定は、公布の日となります。

それから29ページの第11号議案 笠松町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてであります。こちらも先ほど来の議案と同じように、こども家庭庁設置等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

内容といたしましては、こども家庭庁設置に伴い、子ども・子育て支援法第72条から第75条まで、内容的には内閣府に子ども・子育て会議を置く規定でありますが、これが削除され、第77条から第87条までが5条ずつ繰り上がることによる引用条項のずれを整備するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

議案の30ページでございますが、第12号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

議案資料は20ページとなっております。

出産費用が年々上昇する中、出産に係る経済的負担をさらに軽減するため、社会保障審議会 医療保険部会において出産育児一時金の額は令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等 を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを踏まえ、健康 保険法施行令の一部が改正され、出産育児一時金の支給額が「40万8,000円」から「48万8,000 円」に引き上げられたことに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

なお、産科医療補償制度の掛金1万2,000円を含めた支給額は50万円となります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

31ページの第13号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

改正理由でございますが、市町村国保は、団塊世代の後期高齢者医療への移行や被用者保険 の適用拡大等により被保険者数が減少している反面、新型コロナウイルス感染症の受診件数の 増加や疾病の重症化、医療の高度化等に伴う医療費の伸びにより、1人当たりの医療費が再び 増加している状況にあります。

さらに、政府は被用者保険への加入を推進する政策を進めておりまして、従業員規模人員が 現行の101人以上から令和6年10月には51人以上の企業に拡大されることから、これまで国保 に加入されていた短時間労働者の被用者保険への移行が加速し、ますます国保を支える被保険 者数は減少することが予想されます。持続可能な国保財政の基盤強化を図るため、引き続き基 金の活用により急激な税率上昇の抑制に努めながら、県内における保険料水準の統一に向けた 標準保険料率の乖離解消や国保事業納付金の変動、医療費の増加に備え、令和5年度の税率改 正を行うものであります。

令和5年度国民健康保険税の改正案は、資料の26ページのとおりでありますので、お目通しいただきたいと思います。

また、税率改正に伴う法定軽減及び未就学児の均等割額の減額の改正を条例の23条で行うものであります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

33ページの第14号議案をお開きください。令和4年度笠松町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

今回4,829万8,000円の増額補正をさせていただきます。

なお、今回の補正内容は本年度の事業費の確定・精算に伴い、不用額、契約差金等を補正させていただくものでありますので、主な内容についてのみ御説明させていただきます。

いつものように歳出から御説明しますが、46ページの第2款 総務費、第1項 総務管理費、 第1目 一般管理費でございますが、こちらは、まず岐阜市との人事交流に係る給与費の負担 金であります。

それから第2項 企画費、第1目 企画総務費でありますが、17節の補正を行っておりますが、こちらは株式会社十六カードとのDX推進支援体制確立によりキャッシュレス決済用端末の無償貸与を受けたことにより、備品購入費を76万7,000円減額しております。

また、18節の補正でありますが、こちらはコロナの経済対策で行いましたクーポン券の配付ですが、このクーポン券の利用率が想定をしていた70%を上回って約8割が見込まれるため、商工会クーポン事業補助金を591万5,000円増額する内容でございます。

それから24節の積立金でございますが、1つはふるさと振興基金の利息確定により積立金を6,000円減額するもの、もう一つのほうは、令和4年度かさまつ応援寄附金と、その基金利子を基金に積み立てるため、積立金を1億1,002万円増額補正させていただいております。

それから4目の地方創生推進事業費でありますが、社会実験を現在も継続しておりますが、 社会実験のminaTRYに先行してレンタサイクルの貸出実験を行ってきましたが、一定の 成果と、それから今後もほかの事業を総合的に展開していくことから、この事業を令和4年5 月末で終了いたしました。これによりまして、シルバー人材への手数料を108万5,000円減額し たものであります。

それから47ページの第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらはマイナポイントの申請期限が12月末から令和5年の2月末に再延長されましたが、そのマイナンバーカード申請件数増加により通信運搬費を9万3,000円増額させていただいております。なお参考までに、2月末の申請率は約75%であります。

それから戸籍システム改修委託料の関係で減額しておりますが、こちらは契約差金であります。戸籍法の一部改正に伴う戸籍システムの改修ということで、今年度はマイナンバーのひもづけ、あるいは全国どこでも戸籍の謄抄本が取れるシステム改修を行いましたが、その関係の 改修費が減額したため減額しております。

それから第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費でありますが、こちらは臨時特別給付金でありますが、これは令和3年度の12月から続いていた事業でして、住民税非課税世帯に10万円をお配りするということで、令和3年度にほとんどの世帯には交付しておりましたが、令和4年度分は500世帯を見込んでおりましたが、この事業が確定して実際には223世帯でありましたので、この関係の事務費を減額しております。

それからその下の価格高騰緊急支援給付金事業の経費確定により、委託料及び給付金の減額を行っております。こちらは住民税非課税世帯に5万円をお配りするという事業でありました。 予定では2,100世帯を見込んでおりましたが1,743世帯でありましたので、この関係の経費を減額しております。

あと、ちょっと飛びまして、48ページの第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保

健衛生総務費であります。こちらは母子保健推進員の皆様より、子育て支援の充実を図ること を目的とした指定寄附がありましたので、乳幼児健診用の費用へ充当させていただく補正を行っております。

それから同じく、第5目の環境衛生費でありますが、こちらは火葬場の使用件数の増加によりまして、燃料費の増額を20万4,000円行っております。

それから火葬場施設使用料が増加したものを火葬場施設整備基金へ積み立てるため、204万8,000円増額しております。こちらは、町外からのペットといいますか獣畜の利用がかなり増えておりまして、当初見込みの50件から116頭ということで、こちらでかなり増えております。特に町外者は10倍の使用料ですので大きな増となりました。

それから49ページの第1目の塵芥処理費の関係で補正を行っておりますが、2,272万2,000円の減額を行っているところですが、指定ごみ袋の作成を見送りまして、業務内容変更に伴い指定ごみ袋製造保管業務等の委託料を減額しております。

令和3年10月からごみの有料化を行いまして初期の発注を先進自治体の事例を参考に発注しましたが、在庫がかなりございまして令和4年度は全くごみ袋を作成いたしませんでした。結果的に、単価が大幅に今、石油価格の高騰により高くなっておりますので、大幅な削減につながったと思っております。

それから第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第1目 農業委員会費でございますが、こちらは農業委員及び農業委員会による最適化活動に対して交付される農地利用最適化交付金、これは県からいただけるんですが、予定していた額よりも多く内示されたため、これを活用して委員報酬を225万4,000円増額補正するものであります。当初が206万3,000円ですので、かなりの倍ぐらいの額となります。

それから50ページの第6款 商工費、第1項 商工費、第3目 観光費でございますが、こちらは新型コロナウイルスの影響による川まつり中止及びリバーサイドカーニバルが大幅に経費削減できましたことに伴い、観光事業費補助金を747万8,000円減額する補正となっております。

同じく、50ページの第7款 土木費、第3項 河川費、第1目 河川維持費でございますが、境川の堤防の除草の関係でございますが、工事請負費を220万円減額しております。従来、県からこの事業を受託して一括して発注しておりました。県から84万9,000円いただいて550万ぐらいでやっていたわけなんですが、直接そのことを解消して、県が直接堤防除草1回を実施して、町は町道管理分、路肩から1メートルを2回、それから堤防除草、川裏のみを1回実施することに変更したことにより、工事請負費を220万円減額するという内容となりました。来年度以降もこの方向で進める予定であります。

それから51ページの第4項 都市計画費、第2目 公園費でございますが、御承知のように

サイクリングロードの勤労青少年運動場の南西部が河川の浸食で通行止めとなっておりますが、 国土交通省による護岸復旧工事も終わりまして、今後、国の河川環境楽園連絡橋の復旧工事に 合わせてこの町のサイクリングロードを利用できるようにするため、工事請負費を253万8,000 円計上させていただきました。なお、時期的に今からできませんので、全額繰越しの予定でご ざいます。

それから第8款 消防費、第1項 消防費、第1目 非常備消防費ですが、まず令和4年度の町操法大会が中止となったこと、それから令和5年度の岐阜県消防操法大会への出場を団として見送りにされたことに伴い、令和4年度の訓練等の経費を全額であります366万8,000円減額しております。

それから52ページの第9款 教育費、第2項 小学校費、第2目 教育振興費であります。 中学校も同様の補正を行っておりますが、こちらはコロナ禍における学校教育活動体制、学校 によって違いますが、整備を進めることに伴い、所要の経費を小学校で404万円、中学校で180 万円計上しております。

内容としては、消耗品としてはペーパータオルとかポリエチレングローブとか、それから消毒液、ハンドソープ等の消耗品、それから加湿空気清浄機、壁かけの扇風機、それから空気洗浄ファンヒーター等の備品を計上されております。また、中学校のほうでは使い捨ての手袋、ペーパータオル等の消耗品、それからサーキュレーター、 CO_2 モニターを予定されております。小・中とも全額来年度への繰越明許をかけさせていただきます。 2分の1が国の財源であります。

それから同じく、第4項 社会教育費、第1目 社会教育総務費でありますが、減額を行っておりますが、これは令和4年8月1日をもって岐南町・笠松町羽栗社会教育施設を岐南町へ売却いたしましたので、その後の維持管理経費が不要となったことにより、負担金を100万6,000円減額させていただきました。

あと、町民運動会を廃止したため実行委員会の補助金を162万8,000円減額しているところも ございます。

それから第11款の諸支出金でありますが、その第1目 財政調整基金費でございますが、今回の減額補正における余剰財源及び利息分を財政調整基金に積み立てるため、7,311万5,000円を積立金の増額補正させていただいております。

御参考までに令和4年度末の財調の見込みですが、約9億2,500万円であります。

以上が歳出関係でございまして、歳入につきましては、先ほど歳出で触れなかったものの一 部だけ御説明いたします。

まず39ページの第9款 地方特例交付金 第2項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減 収補填特別交付金、第1目 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を新た

に設けております。

こちらは地方税法附則第64条による特定措置、つまり新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額の特例措置による減収補填のため、交付金が交付されることにより所要の補正を行っております。321万6,000円の増額であります。

それから第10款の地方交付税につきましては、普通交付税額の確定により1億400万円の増額を行っております。

そして、第12款の分担金のところですが、40ページですが、こちらは児童・生徒等の人数の減少及び4月から9月までの新型コロナウイルス感染症関連による児童・生徒の欠食、延べ396人あったそうですが、これにより学校給食費負担金を減額しております。

それから第18款の基金の繰入れ、財政調整基金の繰入れでございますが、今回の補正に伴い 財源が確保できましたので、予定しておりました今年度の財調の繰入れは全額減額させていた だく補正であります。

それから第20款 諸収入、第4項 収益事業収入、第1目 収益事業収入でございますが、 こちらは笠松競馬場から生じた収益金が構成団体へ配分されることによる収益事業収入の増額 を764万9,000円行っております。

参考までに申し上げますと、配分基礎額、配分される額全体は5,700万円で、笠松町の配分割合は19分の2.55であります。平成4年以降、30年ぶりの配分だそうであります。

それから歳出のほうでも若干申し上げましたが、38ページの第2表、繰越明許費補正であります。

まずは衛生費、第1項 保健衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業、まだ令和4 年度分で支払いできていない分等を673万9,000円、今年度への繰越しを行います。

また、土木費の第2項の道路橋梁費、道路新設改良事業2,395万8,000円でございますが、現在パイプラインの上部利用の工事を行っておりますが、ほぼ骨格は完成しましたが、舗装資材等の調達が現在困難となっておりまして、3月31日までの完成が危ぶまれることから、安全を期して繰越明許させていただきました。

それからあとのサイクリングロードとか学校保健特別対策事業については、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上が一般会計の補正であります。

〇議長(川島功士君) 提案説明の途中ですが、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分 再開 午前11時25分

○議長(川島功士君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

引き続き提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

〇副町長(川部時文君) 一般会計の補正まで終わりましたので、議案書の54ページ、第15号議 案 令和4年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

今回補正額は892万9,000円の増額であります。

59ページの下の段のほうを見ていただきたいんですが、歳出につきましては、令和3年度国保保険者努力支援交付金事業分等の精算に伴う償還金が44万2,000円増額や、その上段の今補正の余剰分を基金に積み立てる増額補正を848万7,000円行うものであります。

歳入につきましては、57ページの上のほうにございますように、県の交付決定等に伴う補正 や、新型コロナウイルス感染症による国保税減免措置に対する財政支援として特別調整交付金 等の増額補正を行うものであります。内容については説明を省略させていただきます。

60ページの第16号議案 令和4年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。

こちらは43万6,000円の減額補正でございます。

63ページの歳出のところでございますが、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額確定及び 保険料収入の増加に伴いまして、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料等負担金を162万 7,000円増額します。

そのほか健康診査委託料の不用見込額を206万3,000円減額しております。

歳入につきましては、保険料収入の増加見込み及び保険基盤安定負担金の額確定に伴い、所要の補正を行うほか、後期高齢者医療制度円滑運営補助金の交付決定による後期高齢者医療広域連合支出金の増額及び当該補助金を事務費の財源に充当することに伴い、一般会計からの事務費繰入金を減額するものであります。その他、健康診査委託料の減に伴い、後期高齢者広域連合支出金を減額するものでございます。

続きまして、64ページの第17号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてであります。

こちらは9,820万5,000円の増額補正をさせていただきます。

歳出のほうですが、69ページから71ページにわたっておりますが、居宅介護サービス費及び施設介護サービス費などの給付額の増加と減額がございまして、これに伴う保険給付費、トータルで9,386万8,000円の増額を行います。

それから72ページの上から3つ目の表ですが、過年度の介護給付費国庫負担金及び低所得者 保険料軽減負担金の追加交付等に伴う基金積立金の増額を385万8,000円行います。

あと、過年度の介護給付費県負担金の返還に伴う負担金等償還金の増額を、72ページの一番

下のところで47万9,000円行っております。

歳入につきましては、ルールに従う補正でございます。

以上が令和4年度の補正予算でございます。

それでは、次の議案ですが、第18号議案の予算書、令和5年度笠松町一般会計予算書、こういう薄いやつですが。

1ページですが総額が書いてございます。歳入歳出予算総額は74億4,070万円、1.99%の増でございます。

冒頭、町長が予算の要旨を申し上げましたので、なるべく重複しないよう御説明申し上げま す。後ほど資料の主要事務事業を使って説明させていただきますが。

その前に、9ページの第2表の地方債でございますが、令和5年度は記載のように6事業と、 それから臨時財政対策債を予定しております。昨年度より360万円増加しております。

それでは、主要事務事業で説明させていただきたいと思います。

まず1ページをお開きいただきたいと思います。

第1款 町税、第1項 町民税、第1目 個人でございますが、昨年度より3.28%増の12億3,580万円と見積もっております。現年度課税分の均等割につきましては、納税義務者数で29人の増の1万1,552人、約10万円の増となっております。所得割につきましては、令和4年度課税実績に民間賃金伸び率、それからこちらは反対ですが、ふるさと納税の増加や住宅ローン控除の特例期間の延長などを考慮しまして、トータルでは3,920万円増の11億8,410万円と見積もっております。

第2目の法人税につきましては0.55%の減で見積もっております。内訳としましては、均等割は昨年度より25社増の604社を課税法人として見込み、260万円の増の5,910万円、法人税割は令和4年度実績により320万円減の4,950万円を見積もりました。

第2項 固定資産税につきましては0.3%増と見積もっております。

第1目 固定資産税、現年課税分の土地につきましては140万円減の5億6,510万円、家屋につきましては新築等147棟を見込み790万円増の5億4,900万円、償却資産につきましては270万円減の1億2,980万円と見込んでおります。土地につきましては宅地の評価額下落によるもので、家屋については新増築家屋の増によるもので、償却資産の減につきましては令和4年度実績に中小製造業設備投資動向調査を参考に推計しております。

第3項の軽自動車税でありますが、2.55%増と見積もっております。

第1目 環境性能割は、課税台数を16台増の112台として20%増の256万4,000円と見込んで おります。

第2目 種別割は56台減の6,585台、令和4年度の登録台数に過去3年の平均増減率を乗じ、100万円の増と見込んでおります。

第4項の町たばこ税につきましては、令和4年度の実績により売上本数を4万2,000本の増を見込み20万円の増で見積もっております。

なお、第2款 地方譲与税から第9款 地方特例交付金につきましては、令和4年度の交付 見込みに国の地方財政計画や県の推計による伸び率を乗じて積算しております。

第10款の地方交付税につきましては、普通交付税は地財計画においては出口ベースで1.7% の増となっておりますが、交付税の基準財政需要額に算入されている公債費の減などにより、 令和4年度の実績からは5.5%減の12億4,600万円で見込み、特別交付税につきましては600万円減の4,400万円を計上、合計では1,900万円の減で見込んでおります。

これ以降の項目につきましては歳出絡みのものがほとんどでありますので、特異なものだけ 説明させていただきます。

4ページの第12款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第4目 教育費負担金でありますが、下から9行目になりますが、こちらは児童・生徒用のタブレット端末保険保護者負担金でありまして、令和2年度にGIGAスクールで整備した児童・生徒用タブレット端末の故障等に対する保険期間は3年間かけておりましたが、令和5年10月でその保険期間が満了するため、タブレットの耐用年数である5年間である令和7年10月までの期間について新たに保険に加入することとし、その保険料の半額を保護者の方に御負担いただくという内容であります。

5ページの第13款 使用料及び手数料が4,941万6,000円の減となっております。

主な要因としては、6ページ、第2項 手数料の第3目 衛生手数料が5,194万7,000円の減となっております。これは家庭系一般廃棄物処理手数料を実績に基づき見込んだことにより4,684万8,000円の減、事業系は競馬場も含め約500万円の減となっております。

飛びまして、11ページの財産収入が2億3,847万5,000円の減となっております。こちらは令和4年度は岐南町と共同所有をしておりました羽栗社会教育施設の当町所有分の売却費を計上していたためであります。

それから12ページの第18款 繰入金、第2項 基金繰入金でありますが、3億4,746万2,000 円の増となっております。

第1目 財政調整基金繰入につきましては、昨年と比べ2億1,890万円の増の3億円を計上 しております。令和4年度末の基金残高は、先ほど申し上げましたように約9億2,500万円を 予定しております。

第3目の火葬場施設等整備基金繰入でありますが、こちらは緑町墓地の入り口及び通路修繕、 中門間墓地の門の修繕費用に活用するため343万2,000円を繰入れさせていただきます。

それから第2目の伴健康長寿基金繰入、第4目 レジ袋有料化還元基金繰入は、例年どおり 事業実施のための費用に充当させていただきます。

それから13ページの第5目 かさまつ応援基金繰入は、観光周遊マップ制作業務委託と、そ

れから観光事業費補助金、イベント経費ですが、これに充当させていただきます。

第6目 社会資本整備基金繰入でありますが、こちらは令和4年度に積み立てた羽栗社会教育施設の売却財源を活用し、かねてから懸案であった米野52号線、通称いざり坂の坂路改修及び国道22号線高架下の排水路の張り出し歩道の設置の事業に充当させていただきます。

第19款 繰越金は、前年度より400万円増の1億5,400万円を見積もっております。

14ページ、第21款 町債は、先ほども申し上げましたが、前年度より360万円増の2億2,240 万円を見積もっております。

第1目 土木債では、令和4年度に引き続き、パイプライン上部利用及び通学路のカラー舗装工事への財源として起債を予定しております。

また、新規として自然災害の予防に資する対策として道路舗装の補修、それから道路排水の 改善を行う工事に対し、緊急自然災害防止対策債を8,770万円起債します。こちらは充当率は 100%で、交付税算入率は70%であります。

第3目の臨時財政対策債の発行見込みが8,000万円減の6,400万円となっております。

以上が主な歳入の内容でございまして、次に歳出でございますが、いつものように、その前 に人件費について若干御説明いたします。

全会計の職員数は、私ども二役を含めて129人、令和4年度より1人増で予算計上しております。総人件費は9億1,554万7,000円で、昨年度より854万3,000円の増額となっております。 人件費は全予算の6.47%を占めております。

それから先ほど町長が述べましたが、各施設における光熱水費の高騰について御説明いたします。

令和4年第3回の定例会において増額補正させていただきました光熱水費ですが、12月時点での執行率や国の支援、各施設における省エネ意識の向上を図ることなどの総合的な判断を行いましたが、令和5年度当初予算においては、令和4年度予算計上額の1.6倍を限度として予算計上しており、一般会計では5,300万円増の1億5,000万円の予算を計上しております。

今年度の燃料価格の推移等により、また不足が生じましたら補正対応をお願いすることになりますので、その節は御理解賜りますようお願いいたします。

それでは、歳入の15ページから順次御説明申し上げます。

第1款 議会費でございますが、734万円の増となっております。開かれた町議会のための動画配信に向けた環境整備として、カメラシステムの設置やモニターの更新、動画編集機器などの費用に376万2,000円を計上しております。

第2款 総務費でございますが、207万9,000円の減となっております。

16ページの第3目 財産管理費では、現在、低濃度ポリ塩化ビフェニル、低濃度PCBでありますが、これを門間倉庫において保管しておりますが、令和8年度中までに処理することと

なっておりますが、期限間近になると処理費用が高騰する可能性がございますので、現時点で保管している約4トンを処理するための費用として278万2,000円を計上しております。

第5目の町民バス運行費では、令和4年度に補正対応させていただきましたバスロケーションシステム、つまり巡回町民バスが今どこを走行しているかネットで確認できるシステムの使用料を新たに69万7,000円計上しております。

それから次、17ページの第6目の防災対策費でございます。

令和4年度は、防災行政無線の親卓更新の事業費約7,400万円があった関係で6,200万円ほどの減となっております。AEDや備蓄食料については計画的に更新整備を行っております。

新規といたしましては、ちょっとかぶりますが先ほど町長の説明と、老朽化している避難所看板の更新を図るため、県の避難所施設管理事業補助金、補助率は2分の1でありますが、これを活用して自主避難所3か所及び小・中学校避難所看板をピクトグラムと多言語表示の分かりやすい看板へ更新いたします。既設看板の撤去16か所ございますが、その処分費用と合わせて457万3,000円を計上いたしております。

それから有事の際に使用する移動系無線機の老朽化に伴い、基地局1局、移動局31局を更新する費用として583万9,000円、それから同報系防災行政無線子局のデジタル化に向けたデジタル電波伝搬調査及び、その調査結果によって必要となります再送信子局の実施設計費用として350万円を計上しております。

第7目の青少年交流事業費は286万6,000円増となっております。内容としましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、北海道の新ひだか町へ、希望する町内在住の中学生20人を8月中に3泊4日で派遣する費用として286万6,000円を計上いたしております。参加負担金は1人当たり5万円を予定しております。

第8目 諸費でありますが、327万8,000円の増となっております。こちらは、春まつり開催 に伴う町内会への補助を地域振興補助金として403万円計上したことによるものであります。

第2項 企画費、第1目 企画総務費、情報化推進事業でございますが、新規事業としてA I を活用した議事録作成支援システム使用料を計上いたしております。単純作業であります文字起こしや議事録作成に要する時間が削減され、事務の効率化が図られます。現在、外部業務委託している議会の会議録調製についても活用していければと考えております。

まちづくり事業でありますが、県内のプロサッカーチームを支援するとともに、岐阜大学、 岐阜聖徳学園大学、岐阜工業高校との官学連携も引き続き実施してまいります。

新規事業としましては、岐南町・笠松町まちづくり調査研究業務委託料176万円を計上しております。これは笠松競馬場の円城寺厩舎を薬師寺厩舎へ集約化する施設再整備事業に合わせて、その跡地活用を検討していくため、厩舎エリアの大規模な土地の計画的、効果的な利用を図る調査・研究を岐南町と共同し課題の整理等を行い、方向性の共有を図っていくという内容

であります。

19ページの第4目 地方創生推進事業費でありますが、地方創生移住支援金、こちらは岐阜県の制度ですが、清流の国ぎふ移住支援金、これを活用して新たに項目立てしております。まだ実績はございませんが、県補助金の充実により昨年度より事業拡大しております。

それから第5目のマイナポイント推進事業費については、現時点では国より正式な通知はありませんので廃目ということで先般の2月22日の説明では御説明いたしましたが、この議会提案後に国のほうから5月まで延長という通知がございました。それで、空白期間をつくりますと町民の不利益になりますので、会期中に今までやったことないんですが、当初予算の補正という形で追加させていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。一応行政実例ではあるという手法ですので、新年度予算の補正という形で追加させていただく予定であります。

第3項の徴税費、第2目の賦課徴収費でありますが、令和6年度の評価替えに向けた路線価の評定委託料を424万6,000円、そして、連携中枢事業として航空写真の共同撮影に係る負担金を102万2,000円計上しております。

第4項の戸籍住民基本台帳費が1,132万3,000円の増となっております。1つ目の二重丸、住民基本台帳事務事業で新たに人材派遣委託料を514万8,000円計上しております。また、戸籍事務事業では、前年度に引き続き戸籍システム改修委託料として法改正に伴う改修を行います。

先ほども申し上げましたが、昨年は本籍地以外でも謄抄本が入手できるというシステム改修でしたが、今年は戸籍の記載事項に氏名の片仮名表記が加わるというシステム改修であります。 財源は全額国庫補助金で賄われます。

それから20ページのマイナンバーカード交付円滑化事業でありますが、マイナンバーカードの交付を促進するため受付窓口の体制を維持しております。こちらも全額国庫補助金での対応であります。

第5項の選挙費でありますが、今年度執行される予定の県議会議員選挙、それから町長選挙、 町議会議員選挙の経費を計上しております。町執行選挙においては選挙運動用自動車、ビラ作成、それから選挙運動用ポスター作成に係る公費負担によって執行される初めての選挙となります。

第3款 民生費ですが、1億3,940万3,000円の増となっております。

第1目 社会福祉総務費では、二重丸の2つ目ですが、特別会計の繰出負担事業は1,634万5,000円増の4億7,002万2,000円で、内訳としては国民健康保険への繰出しは579万3,000円増の1億5,862万6,000円、介護保険特別会計は1,055万2,000円増の3億1,139万6,000円を予定しております。なお、社会福祉協議会への補助金は328万3,000円の減、地域振興公社への補助金につきましては前年度と同程度の額となっております。

新規としましては、認知症などにより判断能力が十分でない方の成年後見制度の利用を支援

するため成年後見支援センターを設置いたします。基本相談や同行相談を行うもので、一般社 団法人へ委託予定であります。

第3目の老人福祉費、22ページの一番上ですが、今年の100歳長寿者褒賞祝金の対象者は9 人を予定しております。敬老祝金の対象者数は一覧表のとおりとなっております。

23ページの第4目 障害福祉費は1億4,358万6,000円増の5億8,727万3,000円となっております。主な要因としましては、ここ数年補正対応しておりましたが、障がい者自立支援給付事業などの給付費の増加傾向が著しいため、今年度から実績ベースでの予算を当初から計上したことによるもので、制度が変わったというものではございません。

24ページの先ほど 6 号議案等で条例改正の提案をさせていただきました在宅障がい児福祉手 当支給について、他手当との併給調整や町手当のみの単価の増など見直しを実施させていただ いております。

第5目の福祉医療費ですが、356万9,000円の減となっております。乳幼児の対象者は39人の減となっている一方、重度心身障がい者は12人の増となっております。

第8目の後期高齢者医療費ですが、2,664万3,000円増の3億5,045万5,000円となっております。療養給付費が前年度比1,828万5,000円の増、特別会計への繰出金が835万8,000円の増となっております。

25ページの第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費でありますが、3,081万9,000円の減となっております。児童手当や保育所入所の対象児童数が減少していることによるものであります。

26ページ、第3目 子育て支援推進費は451万7,000円の増となっております。主な要因としましては、二重丸の5つ目ですが、令和7年から令和11年にかけての第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査委託で157万6,000円を計上、またコロナ感染対策に伴う放課後児童クラブ指導員の体制確保によるものであります。

27ページの第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費でありますが、 新規事業は二重丸の下から3つ目、各種団体負担・補助事業の救急安心センター事業負担金で あります。令和5年度より県内全ての市町村が加入、救急車の適正利用を図るため、救急車を 呼ぶべきか判断に迷うときに医師や看護師などの専門家に相談できるコールセンターへの事業 でございます。電話番号は#7119です。

〇議長(川島功士君) すみません、休憩します。

提案説明の途中ですが、13時まで休憩といたします。

休憩 午後 0 時00分 再開 午後 1 時00分

○議長(川島功士君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。 引き続き予算の説明をお願いします。 川部副町長。

〇副町長(川部時文君) それでは、衛生費の関係の続きを御説明申し上げます。

28ページだったと思うんですが、子育て世代包括支援事業でありますが、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続するとともに、新たな拡充策として多胎妊産婦の妊婦健康診査の追加助成を5回、それから乳幼児健診時等の外出サポートを実施いたします。

それからページー番下の二重丸ですが、出産・子育て応援交付金事業ですが、令和4年度は 専決補正させていただきましたが、妊娠期から子育て期までの間に伴走型相談支援と経済的支 援を一体的に実施いたします。財源は先ほど申し上げましたが、こちらは事務費のほうは今度 は4分の3になります。交付金につきましては、補助金補助率は6分の5となっております。

それから29ページの第2目 予防費が7,995万4,000円の減。予防費の減の主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業で7,237万9,000円の減となっております。令和5年度接種の開始時期、接種方法など詳細は未定でありますが、方針が決定した際に速やかに対応できる最低限の予算を計上させていただいております。財源は全額国庫で賄われることになります。

30ページの第3目 健康増進事業費の新規といたしましては、健康診査実施事業の表、上から4つ目ですが、51歳、61歳の方を対象に、かねてから要望いただいておりました胃の内視鏡検査を新たに追加いたしました。自己負担金は3,000円を予定しております。

第4目の地域医療対策費につきましては、令和5年度は笠松町が当番町ということで増額となっております。

第5目の環境衛生費は1,279万8,000円の増であります。歳入のところで説明いたしましたが、 火葬場施設等整備基金を活用し、緑町墓地等の改修工事を343万2,000円計上しております。

31ページの二重丸の上から2つ目でありますが、太陽光発電設備等整備事業630万5,000円を計上しております。こちらは県の補助制度に合わせて実施するもので、令和5年度限りの事業となっております。太陽光発電設備1キロワット当たり7万円を上限として、補助上限は35万円まで、太陽光蓄電池につきましては工事費込みの税抜き価格の3分の1を補助、補助上限は25万8,000円となっております。財源は県補助金で全て賄われます。

次の二重丸ですが、これも先ほど町長が申し上げましたが保護猫活動支援事業350万2,000円を計上しております。こちらはクラウドファンディングで全国より幅広い支援を募り実施する事業となっております。町内で飼い主がいない猫が増加傾向にある中、特に増加が著しい競馬場周辺において、実証実験を兼ねて競馬組合及び保護猫ボランティア団体と連携し、不妊手術を施した猫の一時保護施設を設置して、無秩序な繁殖の防止を図り、人と飼い主のいない猫との共生を目指すこととしております。クラウドファンディングを掲載するポータルサイト利用

料や保護猫シェルター設置工事、寄附者への返礼品、クリアファイルを予定しておりますが、それらを計上しております。

第2項の清掃費、第1目 塵芥処理費でございますが777万1,000円の増となっております。 各種処理運搬委託ごとに増減はございますが、その中で増加額が大きいものとして、ごみ収集・処分事業の2つ目の丸、指定ごみ袋製造保管等業務でありますが、補正でも触れましたが原材料価格の高騰によるもので、前年度比643万6,000円の増となっております。

32ページの中段ですが、岐阜羽島衛生施設組合の負担金ですが、409万2,000円の減となっております。新施設の建設費関係の増となりますが、旧施設の解体撤去に伴う維持管理費等のほうが減のほうが上回ることによるものでございます。

第2目のし尿処理費が3,552万7,000円の増となっております。主な要因は、岐阜羽島衛生施設組合負担金によるもので、光熱水費の高騰等により施設管理費や処理経費の増によるものであります。

第5款 農林水産業費は78万7,000円の減でありますが、33ページ、第1目 農業委員会費が108万9,000円の増となっております。令和4年度の補正でも触れましたが、県の農地利用最適化交付金の算定基礎が変わりまして、委員会実績割、委員の活動成果実績等により算定され、前年度当初より118万円ほど増額となっており、事務費を除いたものを委員報酬としてお支払いするものであります。

第3目の農業振興費では、引き続き農業再生事業として、生産目標達成や水田フル活用に向けた取組に県補助金等を活用しながら支援してまいります。

第2項の林業費では、森林環境譲与税を活用した白川町との交流事業、山と水の体験学習会 を継続してまいります。

34ページの第6款 商工費、第2目ですが商工業振興費でありますが、新規事業として創業者支援事業として補助金を充実して計上いたしました。これは創業時に係る広告費や設備工事費などを対象に、3分の2の補助率で補助上限は100万円の支援をするもので、取りあえず1件分の予算を計上しております。また、家賃助成も継続してまいります。

第3目の観光費ですが、新規として、これもかぶりますが説明が、若い世代をターゲットとしてSNS等で発信力のあるインフルエンサーを起用し、まちの歴史・文化、飲食スポットの紹介動画やマップを作成するための費用として575万6,000円を計上いたしております。

また、観光事業補助金では、笠松町プロモーション協会への支援を継続するとともに、みな と公園における新たなにぎわいづくりへの支援を行ってまいります。

第7款 土木費ですが、1億5,649万5,000円の増となっております。

第1項 土木管理費、第1目 土木総務費、地籍調査事業でありますが474万8,000円を計上いたしております。今年度は笠松北西部第3地区、具体的には松栄町、月美町の一部ですが、

この地区の成果閲覧工程となっております。着実に今手をつけている事業を完了するため新たな地区の事業着手は行っておりません。

35ページ、第2項 道路橋梁費は1億4,621万円の増となっております。老朽化した道路舗装等の修繕や新設改良を対象に、緊急自然災害防止対策事業債、充当率100%で交付税算入措置は元利償還金の70%算入されますが、これを活用し整備いたします。施工箇所は令和4年度施工箇所の川下の堤防上の道路ですが、令和4年度施工箇所の川下の江川の堤防上道路や国道22号線東付近からおふじの坂までのほか、長池5号線など9か所を予定しております。

予算の説明のとき、ちょっとおふじの坂と言ったんですが、これは来年度以降になります。

第1目 道路維持費は5,931万9,000円の増となっております。緊急自然災害防止対策事業債の対象として、7か所で7,000万円ほどの事業費を計上いたしております。

また、道路維持管理事業が新規となっておりますが、こちらは先ほどちょっと補正でも申し上げましたが、こちらは木曽川の堤防上道路除草や町道の植樹帯の剪定を道路修繕事業で計上、また先ほど申し上げましたが、境川の堤防除草を河川維持費で予算措置いたしたものを組み替え、新たに事業立てしたものであります。

第2目の道路新設改良費ですが8,873万3,000円の増加となっております。昨年度に引き続き、パイプライン上部利用整備工事を実施いたします。市街化区域内を5年計画で行っておりますが、その3年目で延長は160メートル、財源は地方道路整備事業債、充当率は90%を予定しております。

新規としましては、緊急自然災害防止対策事業債の対象として、新設改良工事を長池と江川の2か所施工いたします。また、長年の懸案でありました米野52号線坂路(いざり坂)の改修工事を社会資本整備基金を活用し、施工いたします。

なお、この工事の中で坂路下の水路も覆蓋して通学路として整備いたす内容となっております。

第3目 交通安全対策費では、国庫の社会資本整備総合交付金を活用し、町内の通学路のカラー舗装化などを継続し、交通安全対策の強化を図ってまいります。

36ページですが、第3項 河川費では2,362万4,000円の増となっております。

第1目 河川維持費では、令和8年に予定しております内水ハザードマップの公表に向けた現況水路の測量調査を実施いたします。国庫の社会資本整備総合交付金を活用いたします。

第2目の河川新設改良費は2,610万3,000円の増となっております。水路覆蓋が困難な国道22 号線高架下について、張り出し歩道を設置することで歩車道の分離を図り、特に児童・生徒の 安全確保を図ってまいります。こちらも財源は社会資本整備基金を活用いたします。

第4項の都市計画費、第1目 都市計画総務費の下水道事業負担金は650万円減の2億3,790 万円であります。この負担金は、下水道事業が借入れした起債の元利償還金について、普通交 付税の需要額として措置された金額を繰り出すことになっているものであります。

第2目 公園費の公園等管理事業では、業務の発注方法を変え、令和3年度から実施している様々な社会実験を踏まえ、笠松みなと公園に常駐する事業者と連携し、自主イベント実施など、新たなにぎわい創出を図るための社会実験を展開してまいります。

37ページの第8款 消防費でありますが、2,118万4,000円の増となっております。

第1目 非常備消防費は、令和5年度の県操法大会への出場を見送られましたことによる減となっております。

第2目の消防施設費、羽島郡広域連合の負担金が2,184万1,000円の増となっておりますが、 これは広域連合が令和7年度から令和9年度に実施を予定しているデジタル無線システム更新 や高機能指令センター更新などの一時的な財政負担に備えるため、基金積立てを実施するため のものであります。

第3目の水防費につきましては147万9,000円の増となっております。新たに岐阜市域で水防団が空白地帯となっていたところに長森南水防団が新設されたことによる分団倉庫の新設等運営経費などにより増額となっております。

なお、ここで岐阜市の団員報酬や退職報償金につきましては、岐阜市が全て別途負担されます。

38ページ、第9款 教育費ですが5,249万5,000円の増となっております。主としては施設の光熱費の増加が影響しております。

第1項 教育総務費、第1目 教育総務費でありますが1,045万2,000円の増となっております。羽島郡二町教育委員会負担金、分担金につきましては、総額で昨年より700万円ほど増額となっております。中学校部活動社会人指導者や学習支援スタッフ等会計年度任用職員の体制拡充等によるものであります。

39ページの第2項 小学校費、第1目 学校管理費でありますが、10月1日現在の笠松町内の小学校の学級数・児童数等は表のとおりでございます。昨年度と比べ学級数は増減なし、児童数は笠松小学校が5人増、松枝小学校が28人減、下羽栗小学校が9人減となっております。

新規といたしましては、森林環境譲与税を活用して下羽栗小学校の児童用下駄箱取替工事を 実施いたします。

また、歳入で触れましたが、情報教育ネットワーク事業の児童用タブレット端末保険を、機器導入時の保険期間3年が満了することに伴い更新するものであります。それで新たに2年の保険に加入するものであります。費用については、先ほども申し上げましたが2分の1を保護者負担で賄います。それと同様に、児童用タブレットのフィルタリングソフトも更新いたします。こちらの保護者負担はございません。

40ページの学校施設長寿命化事業は1,088万1,000円増の1,569万9,000円となっております。

これは、笠松小学校、下羽栗小学校の教室照明のLED化工事を実施するからでありまして、 財源は国庫の学校施設環境改善交付金、補助率は3分の1でありますが、これを活用いたしま す。松枝小学校は令和6年、笠松中学校については令和7年度の実施を予定しております。

第2目の教育振興費ですが、コロナウイルスの感染拡大により実施を見送っておりましたが、 水泳授業における熱中症や事故等のリスクマネジメントの強化及び事業の専門性の向上、教職 員の授業準備等のための負担軽減を図るため、笠松小学校の水泳授業の民間委託を試行的に実 施いたします。

第3項の中学校費ですが、10月1日現在の笠松中学校の学級数・生徒数等は表のとおりでございます。前年度と比べ、学級数は特別支援学級が1学級の増、生徒数は15人の減となっております。

41ページの二重丸の2つ目、笠松中学校管理事業、昨年に引き続きトイレ改修工事を実施いたします。令和5年度は北舎の2階から4階の男女6か所のトイレを改修いたします。財源は国庫補助金と起債を活用いたします。また、情報教育ネットワーク事業については小学校と同様であります。

第4項の社会教育費、第1目 社会教育総務費の減額の要因は、令和4年の補正でもありましたように、旧羽栗社会教育施設の売却に伴う維持管理費の減であります。

第2目 公民館費ですが、ほぼ同額となっております。光熱水費の増はあるものの、令和3年度から実施しております防火シャッター更新工事が前年度比725万1,000円の減となっているためであります。なお、この工事は令和5年度で完了いたします。

第5項の保健体育費が1,205万6,000円の増となっております。ページの一番下の二重丸ですが、スポーツ推進事業の新規として、スマートフォンアプリを利用したウオーキングイベントを町独自で開催するための経費として25万円を計上しております。

43ページの第5項 保健体育費、第2目 体育施設費770万円の減ですが、運動場管理運営 事業の多目的運動場指定管理委託料において、令和4年度は人工芝の張り替えの上乗せ分の 1,500万円があったことによるものでございます。

第4目の学校給食費は1,220万1,000円の増であります。光熱水費の影響に加え、新規として令和4年度は補正で対応させていただきましたが、調理員の人材派遣委託業務を当初から見込んだことと、それから令和2年度に導入した、救給カレーと書いてございますけど、保存期限満了に伴う更新によるものでございます。

44ページの第10款 公債費でありますが、昨年度より168万4,000円の減となっております。 令和4年度で償還が終わった額より令和5年度から元金の償還が始まる額のほうが多いためで ありまして、表の中の件数を見ていただきますと分かりますように、元金が90件、利子が112 件ということで、今後22件の元金償還が始まりますので、公債費の推移には注視していきたい と思っております。

なお、この公債費の大半を占めております臨時財政対策債について少し説明させていただきますと、令和4年度末の残高見込みでは、一般会計残高の64億円の約60%を占める38億9,000万円となっております。この臨時財政対策債は、本来普通交付税として国から交付される金額を地方で起債することで確保し、この起債に係る元利償還金については後年度の普通交付税の基準財政需要額に全額算入されるため、町独自の借入金とは少し異なっております。

最後に、第11款 諸支出金でございますが、第1項 基金費、第3目 社会資本整備基金費 でありますが、歳入で触れましたが、令和4年度は羽栗社教施設の売却代金を積み立てたこと による減であります。

以上が、ちょっと早口でしたが一般会計であります。

続きまして、第19号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計予算であります。

特別会計のまとめたこの薄いのをお開きください。

国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出総額21億2,364万1,000円、対前年度比3,297万6,000円減額の予算となりました。

主要事務事業の48ページですが、予算編成に当たりましては、団塊世代の皆様方の後期高齢者医療への移行や被用者保険の適用拡大による国保の被保険者数の減を見込み、説明欄の中ほどにありますが、年間平均被保険者を3,828人、対前年度比9.5%減として策定いたしました。

歳出のほうですが、第2款の保険給付費でありますが、第12号議案で説明いたしましたが、 出産育児一時金のほうですね、49ページの下から3段目にありますように、出産一時金の支給 金額が令和5年度から1件当たり現行の42万円から50万円に引き上げることから60万円の増額 となっておりますが、保険給付全体としては、48ページでありますが、全体としては被保険者 数の減少の影響が大きいと見込み924万5,000円の減額といたしました。

そのほか県に納める国民健康保険事業費納付金は、後期高齢者医療の医療費の伸びが影響し、 後期高齢者支援金等分につきましては50ページの上のほうですが、1,128万5,000円の増額となっております。

医療給付費分については、県全体においても被保険者数の減少による医療費総額の減が見込まれるため大きく減額となり、合計では50ページの一番上のように、合計では対前年度比2,236万1,000円の減額となりました。

歳入の国保税でありますが、45ページですが、こちらにつきましては先ほどの議案でも説明 しましたように、基金を活用し急激な税負担が生じないよう税率抑制に努めながら、疾病の重 症化、医療の高度化に伴う医療費の伸びに対応できる安定した財政運営を図るため、保険税率 を増額改定させていただきました。しかしながら、保険税の予算計上については、被保険者数 の減や滞納繰越分の減額見込み等により2,315万9,000円の減額とする予算編成といたしました。 引き続き国民健康保険基金を活用しながら税率の激変緩和に努めるとともに、県より示される標準保険税率との乖離解消、国保事業費納付金の変動、医療費の増加に備え、持続可能な国保財政の基盤強化に努めてまいります。

続きまして、第20号議案 令和5年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算であります。

こちらは、歳入歳出総額3億6,010万1,000円、対前年度比1,277万6,000円増額の予算となりました。

予算編成に当たりましては、団塊世代の皆さんが75歳に到達されることから、後期高齢者医療制度の対象者の増を見込み、こちらも主要事務事業の52ページに数字が書いてございますが、説明欄の上段にありますように、前年より119人多い3,446人を基礎として算定いたしております。

歳入では歳入の約70%を占める保険料につきまして、令和5年度は保険料率の改定はなく所得割が8.90%、均等割が4万6,023円の保険料率のままでありますが、被保険者数の増加により対前年度比496万6,000円の増額となっております。

歳出の54ページなんですが、第2款ですが、歳出の94.2%を占める後期高齢者医療広域連合納付金が3億3,916万2,000円と対前年度比1,439万3,000円の増額となっているほか、歳出のほうですが、ぎふ・すこやか健診等の保健事業費については1,605万5,000円と前年度並みの予算編成となっております。以上が20号議案であります。

第21号議案の令和5年度笠松町介護保険特別会計予算であります。

歳入歳出総額20億471万2,000円、対前年度比1億981万7,000円増額の予算となりました。こちらも対象者数ですが、56ページの説明欄の上段でありますが、予算編成に当たりましては令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画の推計により、第1号被保険者数を5,966人、対前年度比14人増と見込み算定をいたしております。

歳出では、保険給付費及び地域支援事業費については令和4年10月までの実績を基に、被保 険者数及び要介護認定率を勘案したサービス量を見込み算定をいたしました。その結果、60ペ ージの第2款の保険給付費が対前年度比1億1,619万7,000円の増額の18億7,774万5,000円、そ れから63ページの第3款の地域支援事業費が251万7,000円の減額の8,254万1,000円の予算となっております。

歳入につきましては、第8期計画期間において第7期計画と同額とすることとした介護保険料基準額、月額5,850円、年額7万200円でありますが、そちらから設定しました所得段階別の保険料額に被保険者数の見込みを乗じて介護保険料を算出して、対前年度比94万3,000円増額の4億183万1,000円を計上いたしております。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等の増額に伴い、対前 年度比7,233万6,000円増額の12億5,565万6,000円、一般会計からの繰入金につきましては、対 前年度比1,055万2,000円増額の3億1,139万6,000円を見込んでおります。

今後の介護保険の財政運営については、団塊の世代が全ての75歳以上の後期高齢者となる 2025年に向けて介護サービス料費が増加することが見込まれますが、今年度末の残高が3億 4,000万円となる介護保険基金を有効に活用しながら健全な財政運営に努めてまいりたいと思います。

第22号議案 令和5年度笠松町水道事業会計予算であります。

予算書の13ページのところですね、水道事業会計予算につきましては、収益的及び資本的の 予定額は総額で6億6,293万1,000円で、対前年度8,689万円の増額となっております。

第2条のところにありますように、予算の編成に当たりましては、業務の予定量を給水戸数 9,200戸、100戸増ですが、年間総給水量228万立方メートル、前年度比で、こちらは4万4,100 立方メートルの減になりました。

したがいまして、給水収益は主要事務事業の65ページの3段目にありますように、令和4年度の決算見込みを勘案して、対前年度294万7,000円減の2億401万9,000円を計上いたしました。

主な建設改良事業としましては、主要事務事業の69ページにございますように、水源施設において第3水源地の改良工事に2,288万円を計上し、こちらは財源は企業債で2,280万円を借り入れる計画といたしております。

また、松栄町と中野地内において重要給水施設への経年管の布設替工事や、門間地内での下水道工事との同調による布設替工事による配水施設改良工事に2億4,778万6,000円、配水施設改良費全体では2億9,791万6,000円を計上いたしております。

今後も引き続き水道事業の果たす役割を踏まえ、安心で安定的な水道事業の継続に向けた経 営に努めていきたいと考えております。

予算書の16ページ、最後の議案ですが、第23号議案 令和5年度笠松町下水道事業会計予算であります。

こちらにつきましては、収益的及び資本的の予定額が総額15億4,738万円で、対前年度7,355万8,000円の増額となっております。

予算の編成に当たりましては、業務の予定量を水洗化人口1万7,174人、年間総有収水量204万立方メートルと計画しました。

したがいまして、下水道使用料は主要事務事業の70ページの3段目にありますように、令和4年度の決算見込みを勘案して、対前年度183万1,000円減の3億3,180万4,000円を計上いたしました。

主な建設改良事業としましては、笠松町汚水処理施設整備構想に基づきまして、75ページでありますが、松枝処理分区64、65工区、門間地内の面整備で下水道本管延長3,039メートルの埋設工事を計画し、工事費は2億7,473万2,000円を計上いたしております。

なお、令和5年度の下水道整備予定面積は11.01へクタールで、整備状況の表にありますように、年度末には549.71へクタールが整備済み予定となります。

また、下水道事業整備率は対全体計画80.5%、対事業計画区域では82.2%となる予定であります。

今後も引き続き下水道事業の果たす役割を踏まえ、鋭意整備促進を図り、より一層の効率化 及び健全な経営に努めていきたいと考えております。

以上が説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(川島功士君) お諮りいたします。第24号議案及び第25号議案の2議案については、提案理由の説明は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第24号議案及び第25号議案の2議案について、提案理由の 説明は省略することに決しました。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごと に質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第4号議案 教育長の任命同意についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第4号議案を先議することに決しました。

第4号議案 教育長の任命同意についての質疑を許します。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり同意することに決しました。 教育長、御挨拶をよろしくお願いします。

○教育長(野原弘康君) 同意をいただきましてありがとうございました。

自分なりに次の3年間のビジョンは持っているつもりです。ちょっとここではお話はできま

せんけれども、ビジョンに従いながら子供たちのためになることを精いっぱいやらせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(川島功士君) お諮りいたします。明3月4日から3月14日までの11日間は、議案精読のため休会とし、3月15日午前10時から本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、明3月4日から3月14日までの11日間は休会とすることに 決しました。

散会の宣告

○議長(川島功士君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時43分